により居住の用に供することができなくなった個人」に改め、同項第一号中「対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が」を「対象住宅借入金等又は租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等若しくは同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等（次号、次項第二号及び次条第五項において「増改築等住宅借入金等」という。）が」に、「係る増改築等住宅借入金等」を「係る同法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等若しくは同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等」に、「対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の」を「対象住宅借入金等又は同条第一項に規定する増改築等住宅借入金等若しくは同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の」に改め、同条第五項第二号中「特定増改築等をした租税特別措置法」を「租税特別措置法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する住宅の増改築等（以下この号及び次条第五項において「特定増改築等」という。）をした同法」に改める。

第十三条の二第一項及び第三項中「居住者」を「個人」に改め、同条第五項中「居住者」を「個人」に、「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「第十項及び第十二項」を「第八項、第十三項及び第十五項」に改め、同項第三号中「第四十一条の三の二第十四項」を「第四十一条の三の二第十七項」に、「全てが」を「全てについて」に、「である他の増改築等」を「である同条第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十四項第一号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　租税特別措置法第四十一条の三の二第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）　当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第六項中「居住者が同項に規定する」を「個人が」に改め、同条第七項中「居住者」を「個人」に改める。

第十三条の三中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「又は第二十九条の三第一項本文」を削る。

第十七条の二第一項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に改め、「（当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五）に相当する金額をいう。）」を削り、同項の表の第一号の第一欄中「この表」の下に「及び第四項第一号」を加え、同号の第二欄中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であることその他」を削り、同条第二項中「同欄」を「当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄」に、「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に税額控除率を乗じて計算した」に、「第四項に」を「第四項第三号に」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別償却限度額　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　機械及び装置（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるものに限る。）　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ロ　機械及び装置（イに掲げるものを除く。）　その取得価額の百分の五十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の三十四）に相当する金額

ハ　建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ニ　建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）　その取得価額の百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

ホ　第一項の表の第二号の第三欄に掲げる区域内において同号の第四欄に掲げる事業の用に供した同号の第五欄に掲げる減価償却資産　その取得価額の百分の二十五に相当する金額

二　税額控除率　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ　前号イに掲げる減価償却資産　百分の十五

ロ　前号ロに掲げる減価償却資産　百分の十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の十）

ハ　前号ハに掲げる減価償却資産　百分の八

ニ　前号ニに掲げる減価償却資産　百分の八（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

ホ　前号ホに掲げる減価償却資産　百分の八

三　繰越税額控除限度超過額　前項の法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この号において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この号において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この号において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

第十七条の二第七項中「、同項」を「同項」に改め、同条第九項中「確定申告書に第三項に規定する」を「確定申告書に」に、「第四項」を「第四項第三号」に、「に、第三項」を「に第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、同条第十項中「は、第三項に規定する」を「は、」に、「第四項」を「第四項第三号」に改め、同条第十二項中「第四十二条の六第七項から第九項まで」を「第四十二条の六第三項から第五項まで」に、「及び第三項、第四十二条の十一第二項及び第三項、第四十二条の二第二項、第四十二条の十二の二」を「、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二の二」に、「第四十二条の十二の三第二項」を「第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項」に改め、「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を削る。

第十七条の二の二第七項及び第十七条の二の三第七項中「「第四項」を「「第四項第三号」」に改める。

第十七条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「復興産業集積区域」の下に「（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を、「事業所」の下に「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を、「者をいう。」の下に「以下この項及び」を、「百分の十」の下に「（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該指定を受けた法人が当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の